

### 会計帳簿閲覧請求について

私共は皆様の十分の一の票を集め、平成 27 年 6 月 30 日に「会計帳簿閲覧謄写請求」を致しました。また「仮処分の申立」により

- ① 理事／監事／事務局等のプレー費、飲食費、交際費、招待券、商品券等
  - ② 4 番ネット工事の契約内容、及びバミューダ芝 5000 万の内容
  - ③ 稲治造園のコース管理費 7400 万、清水建設との契約書
- 等を入手致しました。今回の総会はこれらを基に事前質問をしております。以下、その内容です。(テープ 1 時間 30 分)

住 事前質問に対する回答が欲しい

福田 時間がかなり経っているので要領よくお願いしたい

住 前田氏の回答はまったく的を得ていません。口頭では言った、言わない、となるので最終的には文書で提出して欲しい。

(決算案の)一般管理費 598 万、固定資産除却損 8800 万、特別損失 4400 万の計 1 億 3440 万を落としているが、不良債権も落としている可能性があるので、明細を提出して欲しい

福田 あの、文書で提出すると、(6 月 30 日の帳簿) 閲覧の際、目的外で使用された面があり、それを危惧しているので、今回、文書で出すと確約できない。

住 今年の決算で約 1 億 4000 万を落としたのだから、それを提出しないのはおかしい

福田 いやいや、文書開示をした時に、飲食等について一部だけを利用された、それは私も疑義を持っている。

住 今年度の決算について聞いています、1 億 4000 万を落とすのでしょうか？

何故、会員に開示しないですか、

前田 (倶楽部雑誌)、八ヶ浜の書面、議事録で開示する

福田 それでは、これで終わります、(と打ち切ろうとしたので)

住 あなたが、あとで説明すると言ったから、今、聞いています。

社員代表訴訟で、(低額プレーに対して) 福田さん、梅崎さん、田中耕三さん、田口三郎さんに訴を起していますが、この弁護士費用(それぞれあなた方、個人が負担するもの)を、何故、倶楽部が負担したのですか

福田 いや、負担しておりませんが、

住 私共は帳簿開示請求で不正が見つかれば、当然 代表訴訟にもっていきます。

(前田支配人が回収したと言ったので) その日にちを聞いています

福田 ですから、何月何日と言うことは、後で聞いて下さい

住 今まで、あとでは一度も回答したことがない、

福田 いやいや、それは違う、ここで応酬してもはじまらない

住 だから、いま、回答すれば良いのです、いいですか、倶楽部が立替えた費用を、

福田さんから回収した、と言うから、いつ払ったかを聞いています。

福田 いやいや いつ払ったかわかりません、これを応酬してもはじまらない、  
議事進行をお願いします

住 あなた方が個人で負担すべき裁判費用を、倶楽部に立て替えなさいと指示したのは  
誰ですか、どこに理事会決議があるのですか

(\*\*\* 理事長が個人で負担すべき弁護士費用を、倶楽部に払わせるのは私物化です)

福田 えっ、 何の決議が必要なのか

住 理事会決議をしてないのですか、

福田 それを報告して決議している

住 (倶楽部雑誌) ハヶ浜の理事会決議に載っていませんが、

福田 いや、あの、微に入り細に渡る詳細は、この総会で話し合うことではない。この手  
の質問をやれば一日かかる、またの機会に質問して欲しい、議事を進行します。

\*\*\* 会場より きちんと回答すべきと声が出てざわめく、

(福田理事長は回答しませんでした)

前述の通り、これらは会計帳簿の謄写から判明したことです、あきらかに不正経理です。  
これから述べる稲治造園のコース管理費の粉飾決算もそうです。

中村 説明しているのだから、議事を進行させたらどうですか

(\*\*\* 中村氏は初めての出席です、今回理事に立候補している人かもしれません)

住 事前質問については回答しなければなりません。理事長が、事務局が説明した後に  
質問があれば聞いて下さい、と言ったから聞いています。

福田 詳細は次にして欲しい、(\*\*\* 結局、回答しないままで打ち切った)

(テープ 1時間 40分)

「委任状や議決権行使書を無効としたことについて」

板淵 利田さんの代理人の板淵です。もう一度出席の状況を教えて下さい。

前田 法人 312 口 個人 776 口の 1088 口です、28年3月4日現在です  
出席が 478 先 693 口です、  
うち 委任状 219 の 341 口

議決権 223 の 255 口で その差し引きが本日の出席者です。

住会員の委任状は 61 口であとは議決権行使書です。

発表した総数には住会員が持参または送付された委任状 21 先 22 口

議決権行使書 10 先 11 口 合計 31 先 33 口です。

本日出席した弁護士 2 名 2 口は出席数に含めておりません。

委任状撤回通知が 32 通、尚且つすでに委任状または議決権行使書が倶楽部に送付されて受理した状態になったのに重複した委任状、議決権行使書が 91 通あったということです。

板淵 住さんに委任された委任状等は、昨日検査役に(倶楽部に) 持って行ってもらったのですが、これを票決にしないのは、代理権を証明することができない理由ですか

前田 そう言うふうに申し上げました。

板淵 代理権を証明するなら、印を押すとか、招集通知を委任状に付けて渡すとか、そういうことができたと思いますが、

福田 私共は、えー、二重に発送される、あるいはあとから指定をされるとの取り扱いを、想定をしておりませんでしたので、住さんに対する委任状は、直接頂いていないので無効と判断しました。

板淵 そうしますと、昨年は有効であって、

沖田 議長、同じ質問をしていますのでこの辺で、、、 これを問題にする方がおかしい

\*\*\* 会場は、沖田さんには聞いていない、と騒然となる。

板淵 違います、いま、大事なところですよ。昨年は受け取っていますよね、今年、受け取らないのであれば、理事会で代理権を証明する方法について決議をして、これを招集通知に記載する必要があります、いきなり受け取りません、議決権をまったく無視する行為で、あきらかな法令違反です

福田 今のご指摘につきましては、来年改善させていただきます。

私共は重複した委任状は無効にするとの判断です。前回、議決権行使書と委任状が分からないと言ったのでバラバラに出したのです

板淵 今回バラバラにされているものを、どのようにして決議するのですか

福田 まず、採決をやって、それから住さんの委任状を開示します、それを我々の誠意とお考えいただきたい。質問が無ければ採決に移ります

#### 「沖田弁護士に 49 万を倶楽部が払ったことについて」

住 (先ほどから) 質問があると言っています。(26 年 8 月 22 日に) 沖田弁護士に 49 万払っていますが、この時点では、まだ訴訟を起こしていない、この支払は理事会決議で決めたのですか

福田 訴訟を起こしていない段階とはどういう意味ですか

住 26 年 8 月 22 日の時点です。

沖田 それは、、、 (沖田弁護士が述べようとしたので)

住 沖田さんには聞いていません、理事に聞いています。

福田 回答を氏名する権利は議長にある。